

## 静岡県社会福祉法人指導監査実施要領

社会福祉法人の指導監査の実施に関し、静岡県社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 実施要綱第3条に規定する指導監査方針及び主眼事項

- (1) 社会福祉法人の指導監査方針……………別紙1
- (2) 社会福祉法人指導監査主眼事項……………別紙2

### 第2 実施要綱第7条に規定する監査資料

社会福祉法人指導監査資料……………様式1

### 第3 実施要綱第11条に規定する指導監査調書及び指導票

- (1) 社会福祉法人指導監査調書……………様式2-1
- (2) 社会福祉協議会指導監査調書……………様式2-2
- (3) 指導票……………様式3

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。